

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
狩野川流域の取組方針

平成 28 年 5 月

狩野川水防災協議会

〔 沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、
静岡県、静岡地方気象台、国土交通省沼津河川国道事務所 〕

— 目 次 —

1.	はじめに.....	1
2.	本協議会の構成委員.....	2
3.	狩野川流域における水害の主な特徴.....	3
4.	現状の取組状況と課題.....	4
5.	減災のための目標.....	8
6.	概ね5年で実施する取組.....	9
7.	フォローアップ.....	12

1. はじめに

狩野川流域は、上流域の天城山系や支川黄瀬川上流域の富士山麓部において年平均降水量が 3,000mm を越える多雨地帯を抱えており、往古より幾多の洪水が発生している。昭和に入ってから狩野川は洪水氾濫を繰り返し、特に、昭和 33 年 9 月の台風 22 号（狩野川台風）は、流域全体で死者・行方不明者 853 人、被災家屋 6,775 戸という未曾有の大災害をもたらした。

近年では、堤防整備の進捗と昭和 40 年の狩野川放水路完成により狩野川本川の氾濫による甚大な被害は発生していないが、上流にダム等の洪水調節施設もなく急激に水位が上昇する傾向にあるとともに、狩野川中流部に広がる田方平野は、東西を山地に囲まれた低平地となっていることから、内水被害が頻発しており、仮に堤防決壊などの大規模な災害が発生した場合には、地域住民の逃げ遅れや浸水被害の長期化等が発生する可能性がある。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

狩野川流域においても、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図ることを目的に、狩野川流域の沿川 7 市町（沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、清水町、函南町、長泉町）と静岡県、静岡地方気象台、国土交通省沼津河川国道事務所は、「水防災意識社会を再構築」するため、平成 28 年 5 月 27 日に「狩野川水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害における災害対応の状況とその課題や、狩野川流域における水害の特徴や課題を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、「狩野川流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第 4 条に基づき作成したものである。

※本取組方針は、狩野川直轄管理区間を対象としたものである。

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

参加機関	参加メンバー
沼津市	市長
三島市	市長
伊豆市	市長
伊豆の国市	市長
函南町	町長
清水町	町長
長泉町	町長
静岡県	東部危機管理局長 沼津土木事務所長
静岡地方気象台	静岡地方気象台長
国土交通省中部地方整備局	沼津河川国道事務所長

3. 狩野川流域における水害の主な特徴

① 過去 50 年間大規模な水害が発生していない

狩野川放水路が昭和 40 年に完成して以降、狩野川台風規模の豪雨が発生していないこともあり、過去 50 年間大規模な水害が発生していない。

② 急激な水位上昇

狩野川上流域の天城山系は年間降水量が 3,000 mm を越える多雨地帯であり、上流にダム等の洪水調節施設もなく、降雨から出水までの時間が短く、洪水が一気に田方平野へ押し寄せるため、急激に水位が上昇する傾向にある。

特に、支川黄瀬川では、上流域における短時間の集中豪雨により急激に水位が上昇する傾向にあり、平成 20 年 7 月の洪水では 10 分間で 2.71m 水位が上昇した。

③ 頻発する内水被害

狩野川中流部に広がる田方平野は東西を山地に囲まれた盆地状の地形であり、中下流域は低平地が連続し、かつ都市化が進んでいるため、内水被害が頻発している（沼津市、三島市、函南町、伊豆の国市等）。

4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったことは、これまでの水害対策における課題があることを浮き彫りにした。

本協議会では、この水害を教訓として、各構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、平成 32 年度までに達成すべき目標を掲げて、各構成機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりとりまとめた。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

① 地域住民の水防災意識の向上に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●
水防災意識について	<p>○昭和33年の狩野川台風で約3,000haが浸水するなど、これまで度々水害を経験した地域であるが、狩野川放水路完成以降50年間、狩野川本川で氾濫被害が発生していない。</p> <p>●近年、内水被害はあるものの、大規模な水害の経験がなく過去の被害の経験・教訓を次世代に継承されていない …(a)</p> <p>●これまでの洪水で大きな効果を発揮してきた狩野川放水路の役割や効果について、地域住民に十分に理解されていない。 …(b)</p>

② 迅速かつ的確な情報提供と確実な避難行動に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●
想定される浸水リスクの周知について	<p>○狩野川において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を沼津河川国道事務所ホームページ等で公表している。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、WEB等で周知している。 ●浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない。 …(c) ●要配慮者施設における避難計画を策定していない施設がある。 …(d)
<p>円滑な避難勧告等の発令について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で行う洪水予報や水位観測所の水位情報等を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（沼津河川国道事務所・静岡地方気象台共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、越水の重大災害が発生する恐れがある場合には、沼津河川国道事務所長から首長等に対して情報伝達（ホットライン）を行っている。 ●避難勧告の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されていない。 …(e) ●関係機関間で水害対応の手順等の情報共有が十分に図られているとは言えない。 …(f) ●避難計画及び避難勧告の発令基準が住民の避難行動に直接結びついていない。 …(g) ●沿川市町は風水害における避難勧告の実績が少ないため、円滑な避難勧告等の発令ができない恐れがある。 …(h)
<p>住民等への情報伝達の方法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○急激に水位上昇するため、雨量、水位等の情報をホームページなどにより常時提供している。 ○避難情報を防災無線、広報車、防災ラジオ、緊急速報メール、コミュニティFMなどにより伝達している。 ●防災無線、広報車などによる伝達は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。 …(i) ●多くの防災情報が発信されているが、活用方法や説明の文言などが受け手側に分かりにくい。 …(j)

③ 洪水氾濫による被害を軽減するための水防活動・排水活動に関する事項

項 目	現状○と課題●
水防活動の実施体制の強化について	<p>○河川巡視等の水防活動は水防団が担っている。</p> <p>●水防団員の高齢化が進んでおり、迅速かつ的確な水防活動を継続させるため、若年層の入団促進、水防技術の伝承及び水防活動の効率化を図る必要がある。 … (k)</p> <p>●水防団が円滑に活動するための拠点等の施設整備が不足している。 … (l)</p> <p>●基準観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所状況が十分把握できていない。 … (m)</p>
水防資機材の整備状況について	<p>○土のう袋やロープ、ブルーシート等を水防倉庫などに用意している。</p> <p>●複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。 … (n)</p>
災害拠点病院等の水害時における対応について	<p>○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分に出来ていない施設がある。</p> <p>●大規模な水害時には、災害拠点病院や工場等が浸水し、機能が低下・停止する恐れがある。 … (o)</p> <p>●浸水が予想される施設や地域について、浸水リスクや対策等の説明が十分になされていない。 … (p)</p>
排水施設、排水資機材の操作・運用について	<p>○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模の洪水や津波を対象とした被災に対する排水計画が未整備であり、迅速な復旧作業ができない可能性がある。 … (q) ●大規模な浸水が予想される地区において、より迅速な排水活動を行うために実働訓練が必要である。 … (r)
<p>被害を軽減するための施設整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河道の流下能力が不足している区間の整備を実施している。 ●流水を安全に流すためのハード対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理ハード対策の整備が必要である。 … (s)
<p>内水被害を軽減するための取り組みについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な内水対策を検討する総合的雨水排水対策協議会は、狩野川中流域、大場川左岸下流域、大平地区に設置されている。 ●ハード・ソフト面からの総合的な内水対策の実施が必要である。 … (t)

5. 減災のための目標

前述の現状と課題を踏まえ、各構成機関が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

狩野川台風規模の洪水に対し、水害の記憶を伝承することにより

- 住民の防災意識の向上
- 避難行動の確実化
- 社会経済被害の最小化

を目指す。

※ 避難行動の確実化・・・住民自らが水害の危険を判断し迅速かつ的確に避難すること

※ 社会経済被害の最小化・・・水害による社会経済被害を軽減し、早期に社会経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、狩野川において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①狩野川台風による水害の記憶を未来へ伝承するとともに、地域住民の防災意識を向上させるための防災教育推進の取り組み
- ②避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取り組み
- ③洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取り組み

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙1-1、1-2参照）

① 狩野川台風による水害の記憶を未来へ伝承するとともに、地域住民の防災意識を向上させるための防災・河川環境教育推進の取り組み

※4市3町とは、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町を指す。

※○はソフト対策、●はハード対策を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
< 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 > ○小中学校における防災・河川環境教育実施 … (a) (b) (c)	H29年度	4市3町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整
○効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成 … (a) (b) (c)	H28年度～	4市3町 静岡県 静岡地方気象台 中部地整
○狩野川放水路の役割について、地域住民の理解を深める活動の推進 … (a) (b)	引き続き実施	4市3町 静岡県 中部地整

② 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取り組み

※4市3町とは、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町を指す。

※○はソフト対策、●はハード対策を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
<情報伝達、避難計画等に関する事項>		
○想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図等の策定・公表 … (c)	H28年度	中部地整
○想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表 … (c) (o) (p)	H28年度	中部地整
○想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知 … (c) (o) (p)	H28年度～	4市3町
○台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の策定と更新 … (e) (h)	H28年度	4市3町 中部地整
○水害対応チェックリストの作成… (f) (h)	H28年度	4市3町
○住民の避難行動に直接結びつく避難勧告等の発令基準の見直し … (g) (h)	引き続き実施	4市3町
○要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進 … (d) (h)	引き続き実施	4市3町
○情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習を実施 … (h) (i)	引き続き実施	4市3町 静岡県 静岡地方気象台
○テレビやラジオ等マスコミを活用した情報発信 … (h) (i)		中部地整
○情報伝達手段の多元化、通信機器の更新により、確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供 … (h) (i)	H28年度～	4市3町 静岡県 中部地整

<p><一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した狩野川排水計画を作成 …(q) ○排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施 …(r) ○堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施 …(q) (r) 	<p>H28年度～</p> <p>H28年度～</p> <p>引き続き実施</p>	<p>静岡県 中部地整</p> <p>4市3町 静岡県 中部地整</p> <p>中部地整</p>
<p><氾濫した場合でも洪水を安全に流すための施設整備に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施 …(s) 	<p>H32年度</p>	<p>中部地整</p>
<p><内水被害を軽減するための取り組みに関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ハード・ソフト面からの総合的な内水対策を実施 …(t) 	<p>引き続き実施</p>	<p>4市3町 静岡県 中部地整</p>

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 東部地域の減災に係る取組方針

平成 30 年 2 月 7 日

東部地域豪雨災害減災協議会

沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町、気象庁 静岡地方气象台、国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所、静岡県 危機管理部・東部危機管理局・交通基盤部河川砂防局・沼津土木事務所

目 次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	2
3. 東部地域の概要と主な課題.....	3
4. 現状の取組状況と課題.....	5
5. 減災のための目標.....	8
6. 概ね5年で実施する取組.....	9
7. フォローアップ.....	11

1. はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

本答申において「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

直轄河川管理者は、全国の直轄河川を対象として、当ビジョンを実現させるため、直轄河川管理者、県、市町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立した。

東部地域における県管理河川においても「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する。」との共通認識のもと、河川管理者、市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識変革と災害リスクに応じたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に東部地域豪雨災害減災協議会を平成 29 年 2 月 1 日に設立した。

その後、平成 29 年 6 月 20 日付国土交通省水管理・国土保全局長通知において「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」が新たに示されたことから、本協議会においても、命を守るための確実な避難、氾濫発生後の社会機能の早期回復を実現するための減災対策として、各構成員が平成 33 年度までに計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般その結果を「東部地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたものである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組む、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
沼津市	市長
三島市	市長
御殿場市	市長
裾野市	市長
伊豆市	市長
伊豆の国市	市長
函南町	町長
清水町	町長
長泉町	町長
小山町	町長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	所長
静岡県 危機管理部	理事 (防災対策担当)
静岡県 東部危機管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 沼津土木事務所	所長

3. 東部地域の概要と主な課題

(1) 地形・社会経済等の状況

東部地域は、静岡県の東部に位置し、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町の計6市4町から成り、富士山・愛鷹山麓、箱根山麓、天城山系などから駿河湾へと起伏に富んだ地形となっている。地域内は一級河川狩野川水系が大半を占めており、沼津市西部では一級河川富士川水系沼川や御殿場市・小山町では二級河川酒匂川・鮎沢川水系、沼津市南部や伊豆市西部には直接海に注ぐ小流域の二級水系があり、一級河川2水系79河川、二級河川14水系31河川、計16水系110河川、管理延長は約441kmである。地域の面積は1,277km²で本県の約16%、人口は約65万人で本県の約18%を占めている。

首都圏に隣接するという地理的優位性から、沼津・三島・裾野市を中心とした地域が、県東部における社会経済の中心をなし、機械、金属、電気、自動車の製造業あるいは商業・流通業等の第三次産業が活発に展開している。加えて、近年、豊かな自然に恵まれた富士山麓周辺に先端技術産業などの工場や試験研究、研究機関などが進出し、富士山麓研究産業集積ゾーンを形成している。

また、田方・伊豆地域は温暖な気候で景勝地や豊富な温泉に恵まれ、伊豆の国市から伊豆市一帯にかけて観光地やレジャー施設が点在し、四季を通じて観光客が訪れている。

一方、駿河湾に面した沼津・土肥港及び静岡浦・戸田港は、古くから漁業・水産加工が盛んで、沖合・沿岸漁業の基地として、また観光の面においても主要な機能を果たしている。

今後、新東名や伊豆縦貫道の建設による高速交通体系の整備を背景に、更なる発展が期待されている地域である。

(2) 東部地域における水害の特徴

狩野川流域は、上流域の天城山系や支川黄瀬川上流域の富士山麓部において年平均降水量が3,000mmを越える多雨地帯を抱えており、往古より幾多の洪水が発生している。昭和に入ってから狩野川は洪水氾濫を繰り返し、特に、昭和33年9月の台風22号（狩野川台風）は、流域全体で死者・行方不明者853人、被災家屋6,775戸という未曾有の大災害をもたらした。

地域の山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される。また、扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される。そして、低平地部では、地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合排水に長期間かかる可能性がある。

(3) 東部地域の豪雨災害の主な特性や課題

① 過去50年間狩野川本川では大規模な水害が発生していない

狩野川放水路が昭和40年に完成して以降、狩野川台風規模の豪雨が発生していないこともあり、狩野川本川では過去50年間大規模な水害が発生していない。

② 支川における水害は度々発生している

昭和49年7月及び昭和51年8月の洪水による沼川（沼津市）、平成2年9月の洪水による大場川（三島市）、平成10年8月の洪水による来光川、柿沢川、函南観音川（函南町）、平成16年10月の洪水による戸沢川（伊豆の国市）高橋川（沼津市）、平成22年9月の洪水による野沢川、須川、小山湯舟川（小山町）では河川の越水・溢水により甚大な被害が発生している。

③ 急激な水位上昇

狩野川上流域の天城山系は年間降水量が3,000mmを越える多雨地帯であり、上流にダム等の洪水調節施設もなく、降雨から出水までの時間が短く、洪水が一気に田方平野へ押し寄せるため、急激に水位が上昇する傾向にある。

特に、支川黄瀬川では、上流域における短時間の集中豪雨により急激に水位が上昇する傾向にあり、平成20年7月の洪水では10分間で2.71m水位が上昇した。

④ 頻発する内水被害

狩野川中流部に広がる田方平野や沼津市西部地区は地形の成り立ちから低平地となっており、かつ都市化が進んでいるため、内水被害が頻発している（沼津市、三島市、函南町、伊豆の国市等）。

⑤ 土砂災害との同時発生による被害拡大

東部地域は大半が火山噴出物で覆われている地形地質的特徴があり、降雨による土砂災害もこれまでに多く発生している。昭和33年の狩野川台風の際にも倒木や土砂を含んだ洪水が被害を拡大したほか、昭和36年6月の豪雨では伊豆市土肥地区で山林の崩壊とともに大量の土砂が山川に堆積し堤防を決壊させた。近年では平成22年9月の小山町において局地的豪雨により崩壊した土砂が河道を埋塞し、野沢川、須川などが氾濫し甚大な被害が発生している。

4. 現状の取組状況と課題

東部地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
想定される浸水リスク情報の周知	○県管理河川において洪水浸水想定区域図を策定し、県 HP 等で公表している。 ○各市町では、避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害危険区域を記載した災害ハザードマップを作成し、住民に配布すると共にホームページで周知している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	k
	●最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、ハザードマップが未策定である。	h
	●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。	g
	●計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される。	l
	●要配慮者の避難に課題がある（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い）。	c
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容	○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。 ○県と市町の幹部職員間で緊急連絡体制（ホットライン）を構築している。	
	●インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	d
	●提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。	e
	●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。	f
円滑な避難勧告等の発令	○平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難の「指示」には屋内での退避等も含まれることになった。 ○平成 26 年 4 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すことが基本とされ、また、避難勧告等の発令時に外が危険な場合には、屋内安全確保をとることも伝達することとされた。 ○狩野川本川に関する避難勧告の発令基準に基づいたタイムライン（時系列の防災行動計画）が作成されている。	
	●避難勧告発令等の判断やタイミングが難しいため、河川管理者の首長の意思決定を後押しする支援が必要である。	b
	●要配慮者の避難に課題がある。（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。）	c
住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量、水位等の情報をホームページなどにより常時提供している。 ○管内には河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを 27 箇所設置している。	

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
	●大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい可能性がある。	m
	●メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。	n
水防災意識	○昭和33年の狩野川台風以降50年間、狩野川本川で氾濫被害が発生していないが、支川では度々氾濫被害が発生している。 ○県では防災リーダー養成のために「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施。 ○県危機管理局では、職員が講師として学校や企業等に防災訓練の出前講座を実施。 ○管内各地で、「地域防災力」の向上を目的に、地域住民の方に水害・土砂災害時や事前の対応を学んでいただく図上訓練を実施し、その成果として「手作りハザードマップ」を作成・公表している。 ○市町は、防災に関する情報や河川水位による危険度、避難や水防活動の際に注意することなどを分かりやすくまとめたガイドブックやチラシ、自主防災新聞等を作成・配布、またHPでも紹介している。 ○市町職員等が講師となり、町内会等で訓練内容を計画し、地域で希望する防災訓練（洪水や地震・津波等）を実施。 ○沼津市をはじめ各市で水防訓練を実施しており、地元住民も参加している。	
	●住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要がある。	r
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援	○要配慮者等の避難確保計画作成のための説明会を実施。 ○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い。	
	●要配慮者の避難に課題がある（要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率及び避難訓練の実施率が低い）。	c
災害拠点病院等の水害時における対応	○堤防が決壊した場合の想定浸水深、浸水継続時間等について、十分に情報が伝わっていない。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	k

②水防に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	○県では、水防警報指定河川での水防警報を発表・伝達している。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。 ○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。	
	●情報伝達された際の各行政機関が、どのように行動をとるべきか十分理解されていないことが懸念されるため、住民の命を守ることを第一に、避難勧告の発令等に着目したタイムラインを整備する必要がある。	o
河川の巡視	○県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。 ○堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所を位置付けている。 ○重要水防箇所として県水防計画書に記載するとともに県のHPで公表し	

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
	<p>ている。</p> <p>○出水期前に県と市町等と堤防点検等を実施し、水防上危険箇所の情報共有を図っている。</p>	
	<p>●河川巡視情報が伝達された際の各行政機関が、どのような行動を取るべきか十分理解されていないことが懸念される。(タイムライン等の取組が必要)</p>	o
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	<p>○河川巡視等の水防活動は水防団が担っている。</p> <p>○毎年、出水期前に河川管理者と各市町、地元消防団を含めた消防機関と共に重要水防箇所の合同巡視を行っている。</p> <p>○県では資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築している。</p>	
	<p>●重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団・消防団に十分理解してもらう必要がある。</p>	i
	<p>●水防団・消防団員の減少や高齢化などにより水防工法の技術伝承に懸念がある。</p>	j q
水防資機材の整備状況	<p>○土のう袋やロープ、ブルーシート等を水防倉庫などに用意している。</p> <p>○静岡県と各市町で水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。(元の「水防活動の実施体制」から移動)</p>	
	<p>●複数箇所や大規模な水防対応が必要になった場合に資機材の不足が懸念される。</p>	p

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。</p> <p>○沼津河川国道事務所では、排水ポンプ車による排水活動の地域支援、また、それを緊急時により迅速かつ確実に対応するため大規模な浸水が予測される地域で排水ポンプ車等の実働訓練を実施</p> <p>○CCTV 監視カメラ (27 箇所) による情報提供、下流の国管理区間と上流の県管理区間の情報共有を図っている。</p>	
	<p>●大規模浸水時の迅速な排水活動について、国の排水計画を参考に検討が必要である。</p>	s

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(現状：○、課題：●)	
堤防等河川管理施設の現在の状況	<p>○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進</p>	
	<p>●近年、激化する気象状況(局地的豪雨や台風の大型化など)からも流域の治水安全度は十分ではない。</p>	a
被害を軽減するための施設整備	<p>○河道の流下能力が不足している区間の整備を実施している。</p>	
	<p>●近年、激化する気象状況(局地的豪雨や台風の大型化など)からも流域の治水安全度は十分ではない。</p>	a
内水被害を軽減するための取組	<p>○総合的な内水対策を検討する総合的雨水排水対策協議会は、狩野川中流域、大場川左岸下流域、沼川・高橋川流域、大平地区に設置されている。</p>	
	<p>●近年、激化する気象状況(局地的豪雨や台風の大型化など)からも流域の治水安全度は十分ではない。</p>	a

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

東部地域の豪雨災害に対し、地形・社会特性を踏まえ、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「氾濫発生後の社会機能の早期回復」を目指す。

【目標達成に向けた主な取組】

上記目標達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、東部地域において、以下の取組を実施する。

- (1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組

【取組の方向性】

本協議会では、上記及び国の狩野川水防災協議会においてとりまとめた取組を踏まえ、東部地域の県管理河川において主に以下の取組を行うものとする。

- (1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組
 - ・ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組
 - ・ 確実な避難勧告の発令に向けた取組
 - ・ 水害リスク情報等の共有に向けた取組
 - ・ 避難行動を促す取組
- (2) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組
 - ・ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
 - ・ 氾濫水を迅速に排水するための取組
 - ・ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
 - ・ 河川における機能の確保
 - ・ 施設能力を上回る洪水への対応
 - ・ 災害発生後の早期復旧への対応

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が実施する対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組				
	要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	c、k、l	引き続き実施	県
	確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	c、k、l	引き続き実施	県・市町
■確実な避難勧告の発令に向けた取組				
	避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	b、e、o	引き続き実施	県・市町
	ホットライン体制の構築	b、e、o	実施済	県・市町・国
	ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	b、e、o	引き続き実施	県・市町・国
	広域避難体制の検討	b、h、k、l	H29～	県・市町
■水害リスク情報等の共有に向けた取組				
	最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	h、k、l	H29～	県
	洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	h、k、l	引き続き実施	市町
	災害拠点施設への情報伝達及び浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動	k、l	引き続き実施	県・市町
	浸水被害軽減地区指定の検討	h	H30～	県・市町
	タイムラインの導入の推進	b、k、l、o	引き続き実施	県・市町・国
	水位周知河川の拡大の検討	a、b、f、h、k、l、r	H29～	県
	水害リスク情報の収集、周知方策の充実	g、h、r	H29～	県・市町
	水位計・河川監視カメラの増設の検討	f	H29～	県・市町
	河川管理高度化の検討	f	H30～	県・市町
■避難行動を促す取組				
	雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	d、f、g、m、n、r	引き続き実施	県・市町・国
	出前講座などを活用した住民向けの防災情報の説明会の充実	d、e、g、i、r	引き続き実施	県・市町・国
	水害危険性の周知方策の充実	d、e、g、i、r	引き続き実施	県
	市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	b、e	H29～	県
	避難勧告等発令の判断・伝達マニュアルの検証及び情報共有	b、e、o	H29～	市町

2) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組

事項	内容	課題	目標時期	主な取組機関
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組				
	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	f、i、j、 o、p、 q、r	引き続き 実施	県・市町・国
	橋脚や護岸等への量水標の設置などによる円滑な水防活動への支援	f、p、 q、r	引き続き 実施	県・市町
	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	f、i、j、 o、p、 q、r	引き続き 実施	県・市町
	市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	b、e	H29～	県
■氾濫水を迅速に排水するための取組				
	国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	p、q、s	引き続き 実施	県・市町・国
	地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	p、q、s	H29～	県・市町
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進				
	河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施	a	引き続き 実施	県
	ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	a	引き続き 実施	県・市町・国
	適切な土地利用の促進	a	引き続き 実施	市町
■河川における機能の確保				
	堆積土砂の除去や河道内樹木伐採などによる流下能力の保全	a	引き続き 実施	県
	樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	a	引き続き 実施	県・市町
■施設能力を上回る洪水への対応				
	背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	a	引き続き 実施	県
■災害発生後の早期復旧への対応				
	国・県・市町が連携した早期復旧	a	引き続き 実施	県・市町・国

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会等を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。

<添付資料>

概ね5年間で実施する取組

1) 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

具体的な取組の柱 取組の中項目 具体的取組	主な内容	参考) 狩野川 水防災協議会 における取組	目標時期	実施機関(○:実施予定●:実施継続■:実施済み)			
				県	市町	国	地域 住民
水害リスク情報の共有による確実な避難の確保							
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組							
要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	県及び市町が主催する防災研修会等の場を活用し、関係者への制度周知と情報提供を実施		引き続き実施	●	活用		
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援	□	引き続き実施	●	●		
■確実な避難勧告の発令に向けた取組							
避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	避難勧告等の発令を想定した水害版図上訓練等を実施し、発令基準の見直しを図る	□	引き続き実施	●	●		
ホットライン体制の構築	関係市町長と沼津土木事務所長とのホットライン体制を構築	□	実施済	■	■	■	
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	関係機関を対象とした情報伝達訓練を毎年実施し、関係市町とのホットライン体制を確認	□	引き続き実施	●	●	●	
広域避難体制の検討	隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施		H29～	●	●		
■水害リスク情報等の共有に向けた取組							
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域を指定・公表(対象:7河川)	□	H29～	●	活用		活用
洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	想定最大規模の浸水想定区域図等に基づきハザードマップを更新	□	引き続き実施		○		活用
災害拠点施設への情報伝達及び浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討		H29～	○	○		
	災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を実施	□	引き続き実施	○	●		
浸水被害軽減地区指定の検討	浸水被害軽減地区を指定することが可能な地区を選定し、指定にあたっての課題を整理		H30～	○	○		
タイムラインの導入の推進	対象河川毎に「避難勧告発令型タイムライン」または「他機関連携型タイムライン」を作成(対象:7河川)	□	引き続き実施	○	■避難型 ○連携型	○	
水位周知河川の拡大の検討	新たに水位周知河川に指定する候補河川を選定しその拡大を検討(対象:6河川)		H29～	●			
水害リスク情報の収集、周知方策の充実	水害危険性の周知を実施する河川を選定し、過去の水害実績等の情報提供を基に地域住民に対して水害リスクを周知		H29～	情報提供	○		活用
	過去の浸水実績に関する情報(被害状況、浸水箇所、雨量、水位の情報等)を周知		H29～	情報提供	○		
水位計・河川監視カメラの増設の検討	水位周知河川の拡大検討河川(対象:6河川)に必要に応じて水位計、河川監視カメラを設置する 水害危険性の周知を行う河川を対象とした危機管理型水位計や量水標の設置を検討(対象:29河川)		H29～	○	○		
河川管理高度化の検討	ドローンによる河川管理高度化の適用対象河川を検討		H30～	○	○		
■避難行動を促す取組							
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	雨量、水位、河川監視映像、気象情報等の情報提供サイトを活用したリアルタイム情報の提供	□	引き続き実施	●	●	●	活用
出前講座などを活用した住民向けの防災情報の説明会の充実	地域における出前講座等へ講師を派遣、小中学校で実施する水防災教育を支援	□	引き続き実施	●	●	●	参加
水害危険性の周知方策の充実	「地域の水害危険性周知方策ガイドライン」に基づく周知方策を検討し、情報を提供する	□	引き続き実施	○	活用		
市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する		H29～	○	活用		
避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有	避難勧告等の発令基準や避難方法等を再検証、首長のサポート体制について関係部局で情報共有		H29～		●		

概ね5年間で実施する取組

2) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組

具体的な取組みの柱 取組の中項目 具体的取組	主な内容	[参考] 狩野川 水防災協議会 における取組	目標時期	実施機関(○:実施予定●:実施継続■:実施済み)			
				県	市町	国	地域 住民
洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動・復旧活動等の取組							
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組							
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	協議会において情報共有、意見交換	<input type="checkbox"/>	引き続き実施	●	●	●	参加
橋脚や護岸等への量水標の設置などによる円滑な水防活動への支援	水防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標の設置	<input type="checkbox"/>	引き続き実施	●	●		
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	緊急時の水防備蓄資材を確保する場所を検討	<input type="checkbox"/>	引き続き実施	●	●		
市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討(再掲)	県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する		H29~	○	活用		
■氾濫水を迅速に排水するための取組							
国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水訓練を実施	<input type="checkbox"/>	引き続き実施	●	●	●	
地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	地域所有の排水設備の災害時利用について所有者と調整	<input type="checkbox"/>	H29~	●	●		
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進							
河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施	河道拡幅等の河川改修を計画的かつ着実に実施	<input type="checkbox"/>	引き続き実施	●			
ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	豪雨災害アクションプランに基づく対策を実施	<input type="checkbox"/>	引き続き実施	●	●	●	協力
適切な土地利用の促進	豪雨災害アクションプランに基づき適切な土地利用の促進		引き続き実施		●		
■河川における機能の確保							
堆積土砂の除去や樹木伐採などによる流下能力の保全	河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況を把握、治水上支障のある箇所を河床掘削等を実施 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に盛り込まれた、流木対策を実施		引き続き実施	●			
樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	河川バトール等を活用した施設の点検と許可工作物管理者に対し適切な維持管理と洪水時の操作等を指導		引き続き実施	●	●		●
■施設能力を上回る洪水への対応							
背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	堤防天端舗装等の対策実施箇所を検討、優先順位を定めて危機管理型ハード対策の推進		引き続き実施	●			
■災害発生後の早期復旧への対応							
国・県・市町が連携した早期復旧	代行制度の活用を検討 被災市町からの要請に基づく技術職員派遣による支援		引き続き実施	●	活用	●	

令和元年度 静岡県東部地域水防演習



6.9日

9:00~12:00
伊豆市上船原1120-1
天城ふるさと広場

小雨天決行

災害の発生が予想される場合、グラウンドが使用できない場合は中止します。中止の場合は、【お問合せ】沼津河川国道事務所HPに掲載します。

入場
無料

- 演習内容
・ 東部地域9市町の消防団による水防工法の実践
・ 静岡市水防団による水防工法の講習
・ 陸上自衛隊による訓練披露(積み土のう等)
・ 県警ヘリと駿東伊豆消防本部、伊豆市建設業組合による土砂からの救助訓練

- 参加機関
静岡県東部地域自治体及び消防団(沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町)、静岡市水防団、駿東伊豆消防本部、富士山南東消防本部、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、静岡県警察本部、NPO法人災害救助犬静岡、陸上自衛隊第34普通科連隊、伊豆市建設業組合、伊豆市天城上船原地区自主防災組織

お問合せ

国土交通省沼津河川国道事務所 調査課 Tel055-934-2009 / 静岡県沼津土木事務所 企画検査課 Tel055-920-2212